

定額減税補足給付金（不足額給付分）※ 申請書（転入者以外用）

※ 補足給付金（不足額給付分）とは、令和6年に支給した補足給付金（当初給付分）注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

注：補足給付金（当初給付分）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

磐田市長

※ 本様式は、補足給付金（不足額給付分）の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。様式第1号（確認書）が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税額がいずれも0円の方、かつ、令和5年度及び令和6年度に実施された低所得世帯向け給付（R5 非課税給付、R5 均等割りのみ課税給付、R6 非課税化給付、R6 均等割りのみ課税化給付）の対象世帯の世帯主又は世帯員に該当しない方であって、
 - ・ 青色事業専従者 又は 事業専従者の方
 - ・ 合計所得金額が48万円超である方

【誓約・同意事項】 ※ 全ての項目を確認し、□にチェック（レ）してください。

□ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、原則として4万円（※）が支給されます。市における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には補足給付金（不足額給付分）は支給されません。この要件に該当するか、又は支給対象となることについて市町村に事前に確認しています。

※ 令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

【支給要件】

以下のいずれかの条件を満たすこと

- ・ 令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び補足給付金（当初給付分）の支給対象とならず、かつ、令和5年度及び令和6年度に実施された低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主又は世帯員に該当しなかった。
- ・ 地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び補足給付金（当初給付分）の対象とならず、かつ、令和5年度及び令和6年度に実施された低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主又は世帯員に該当しなかった。

- ② 令和5年度及び令和6年度に実施された低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主又は世帯員に該当していません。
- ③ 補足給付金（不足額給付分）の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

1 申請者

(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	現 住 所
	明治・大正・昭和・平成	
	年 月 日	電話 ()

※ 現住所と異なる場合は当時お住まいだった住所を必ず記入してください。
支給要件の該当有無を審査する際に必要な情報となります。

【代理人による申請書提出の場合】

代 理 人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	代 理 人 生年月日	代 理 人 現 住 所
			明治・大正・昭和・平成	
			年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、給付金の (☐ 確認・請求 ☐ 受給) を委任します。 ※ 法定代理人の場合は、委任方法の選択は不要です。			本人 氏名	※本人の署名又は記名押印

2 振込口座（原則、1の申請・請求者の口座とします。）

以下のいずれか1つのチェック欄（☐）にレを入れてください。

- ☐ ① マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振込を希望します。
（通帳等の写しは不要）
※ マイナポータル等から公金受取口座を登録している必要があります。
- ☐ ② 下記の口座への振込を希望します。（通帳等の写しを本人確認書類等貼付用紙の振込先金融機関口座確認書類欄に添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。）

金融機関名	1 銀行 5 農協 2 金庫 6 漁協 3 信組 7 信漁連 4 信連				支店名		本・支店 本・支所 出張所
預金種別	金融機関コード				支店コード		口座番号（右づめ）
普通	当座						
口座名義（カナ） ※ 通帳の表記に合 わせて下さい。							

ゆうちょ銀行への振込

口座名義（カナ） ※ 通帳の表記に合 わせて下さい。	種別	通帳記号 6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい				通帳番号 ※右詰めで記入くださ い。				番 号
	普通	1				0	※			1

ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。

本申立ての内容に相違ありません。

申請者氏名		申請日	年 月 日
-------	--	-----	-------

提出書類

- ☐ 『定額減税補足給付金（不足額給付分）申請書』（本書類）

※ 必要事項をご記入ください。

- ☐ 誓約・同意事項
☐ 申請者（又は代理人）の氏名、連絡先電話番号など
☐ 振込口座
☐ 署名

- ☐ 『令和6年分所得税の源泉徴収票 又は 確定申告書の写し（コピー）』

※ 受給要件の確認に必要な令和6年所得税額等がわかる上記書類の写し（コピー）をご用意ください。

- ☐ 『事業主の令和6年分所得税確定申告書 又は 青色事業専従者に関する届出書の写し（コピー）等』

※ 青色事業専従者または事業専従者の方のみご用意ください。

- ☐ 『令和6年度個人住民税の納税通知書 又は 課税証明書の写し（コピー）』

※ 受給要件の確認に必要な令和6年度個人住民税額等がわかる上記書類の写し（コピー）をご用意ください。

- ☐ 『住民票の写し』

- ☐ 『世帯員全員の令和5年度及び令和6年度個人住民税の課税証明書の写し（コピー）』

→ これら3つの書類は、令和6年に当市に転入された方のみご用意ください。

- ☐ 『本人（代理人）確認書類の写し（コピー）』

※ 運転免許証、マイナンバーカード（表面）、パスポート等の写し（コピー）、年金手帳、介護保険証などを本人確認書類等貼付用紙の本人（代理人）確認書類欄に添付してください。

- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』

※ 「2 振込口座」で②をチェックした場合のみ添付してください。

※ 通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）を本人確認書類等貼付用紙の振込先金融機関口座確認書類欄に添付してください。

※ 各欄の記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
（記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。）

本人確認書類等貼付用紙

本人（代理人） 確認書類

- ※ 運転免許証、マイナンバーカード（表面）、パスポート等の写し（コピー）など（顔写真のある証明書の場合はいずれか1つ）
- ※ 介護保険証、年金手帳や年金証書など（顔写真のない証明書の場合はいずれか2つ）
- ※ 代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

振込先金融機関口座確認書類

- ※ 「2. 振込口座」の②に記入した口座での受取り希望した場合は、受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し（以下「受取口座がわかる確認書類」という。）を提出して下さい。
- ※ 「2. 振込口座」において、①の公金受取口座での受取りを希望した場合は、受取口座がわかる確認書類の提出は不要です。